

【韓国】 大企業に対する規制を強化

海外立法情報課 藤原 夏人

* 大企業に対する規制の強化は、第 18 代大統領選挙における争点の一つであった。朴槿恵政権発足後、大企業と中小企業等との間の公正な取引を促す法改正が相次いで実施された。

1 背景

2013 年 2 月 25 日に発足した朴槿恵政権は、当初から、大企業が自己に圧倒的に有利な経営環境の違いを利用して中小企業等との間で不公正な取引を行うことを規制する方針を打ち出しており、政府が、同年 5 月 28 日に公表した 140 の国政課題においても、改めて不公正な取引慣行を是正する方針を明らかにした。国会においても、朴槿恵政権の意向を背景として、与野党が大企業に対する規制の強化等により公正取引を促すという方向性で一致し、関連法案の審議が活発に行われた結果、不公正取引の是正を目的とした多数の競争法関連法案が相次いで本会議で可決された。現時点で審議中の関連法案も残されており、今後もこの流れは継続する見込みであるが、全国経済人連合会をはじめとする経済団体は、政府と国会に対し、早くも今回の立法による規制の緩和を求めている。本稿では、公正取引委員会の専属告発権、フランチャイズ事業の加盟店事業者保護、グループ内取引規制及び下請取引の是正に関する法改正について紹介する。

2 公正取引委員会の専属告発権の事実上の廃止

従来の独占規制及び公正取引に関する法律（以下「公正取引法」という）の規定では、公正取引法第 66 条及び第 67 条に規定する行為（市場支配的地位の濫用、不公正取引行為等）に対しては、公訴の提起を行う前提として、公正取引委員会の告発が必要であった（専属告発権）。検察総長には公正取引委員会への告発要請権が認められていたが、十分に機能していなかったといわれる。

2013 年 7 月 17 日、公正取引法が改正され、これまでの検察総長に加え、監査院長、調達庁長及び中小企業庁長に対しても公正取引委員会に対する告発要請権が付与された。さらに、告発要請権を有する者から要請を受けた公正取引委員会は必ず検察総長に告発しなければならないため、公正取引委員会の専属告発権は事実上廃止される。公正取引法の改正とともに、「下請取引の公正化に関する法律」（以下「下請法」）等、他の法律に定められた公正取引委員会の専属告発権に関する条項も同様に改正された。

3 フランチャイズ事業における加盟店事業者の保護

近年、韓国においてフランチャイズ事業の規模が拡大しており、それに伴って加盟本部（フランチャイザー）と加盟店事業者（フランチャイジー）の間に様々な問題が

生じている。立場の弱い加盟店事業者に対する保護を強化するため、2013年8月13日、「加盟事業取引の公正化に関する法律」が改正された。

同法改正により、①一定規模以上の加盟本部は、加盟契約締結時に加盟店事業者に対し予想売上額及びその算定根拠を提供し、当該算定書を契約日から5年間保存しなければならないこと、②加盟本部は、加盟契約締結時に加盟店事業者の営業地域を設定し加盟契約書に記載するとともに、正当な理由なく当該営業地域内に同業種の直営店及び加盟店を設置してはならないこと、③加盟本部は加盟店事業者に対し、深夜時間帯の売上げが少ない地域での深夜営業の強要等、不当に営業時間を拘束してはならないこと、④加盟本部は正当な理由なく加盟店事業者に対し店舗の改装等を強要してはならず、改装等を行う場合は原則として別に大統領令（同法施行令）で定める費用の40%以下の費用を負担すること、⑤加盟本部は加盟店事業者に対し、大統領令で定める基準に比して過重な違約金を支払わせる等の不当な損害賠償義務を課してはならないこと、⑥加盟店事業者は、事業者団体を設立することができ、加盟本部に対し加盟契約の変更等の取引条件に関する協議を要請できること等が定められた。

4 不公正なグループ内取引の規制

従来の公正取引法においても、大企業集団に属する企業が系列企業に対し、他の取引先よりも「著しく有利な条件」で取引することが禁じられていたが、著しく有利な条件に当てはまらない場合は規制が困難であった。2013年8月13日、公正取引法の改正により適用範囲が拡大し、「相当に有利な条件」での取引も禁止されることになった。また、当該大企業集団の創業者一族に対する不公正な援助の禁止、これに違反した場合の罰則が新設された。なお、グループ内取引規制の細則については、今後改正される予定の大統領令（公正取引法施行令）に盛り込まれる予定である。

5 不公正な下請取引の是正

不公正な下請取引を是正するため、2013年5月28日及び8月13日に下請法が相次いで改正された（同年7月17日の改正は前述の公正取引委員会の専属告発権に関する改正）。元請事業者と下請事業者との間の下請取引については、立場の強い元請事業者が立場の弱い下請事業者に対し、不当な納品単価の切下げ、一方的な発注の取消し、技術資料の流用を行う等の不公正な取引の横行が問題視されてきた。法改正により、納品単価に関して中小企業協同組合に元請事業者と協議を行う権限を付与する規定、懲罰的損害賠償を課す違反行為の範囲を拡大する規定、下請事業者の利益を不当に侵害し又は制限する特約を禁止する規定等が新設された。また、違反行為を関係機関に通報した等の理由で元請事業者が下請事業者に報復することを防ぐため、報復行為に対して3億ウォン以下の罰金を科す条項が新設された。

参考文献（インターネット情報は2013年9月24日現在である。）

・「의안정보시스템」 <<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/main.jsp>>